

# 平成22年度 第2回長崎地域福祉有償運送運営協議会

## 議 事 録

事務局 本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。  
ただいまから平成22年度第2回長崎地域福祉有償運送運営協議会を開催いたします。  
まず始めに、長崎市介護保険課長の松本がご挨拶申し上げます。

課長 皆様こんにちは。介護保険課長の松本でございます。  
委員の皆様におかれましては、大変ご多用の中にご出席を頂きまして誠にありがとうございます。本日は平成22年度第2回目の長崎地域福祉有償運送運営協議会の開催となります。今回の協議会では対価や運営指針の変更といった議題及び今年度の上半期における実績報告についてご協議をお願いするものでございます。どうぞ皆様から忌憚なきご意見をいただきますようお願いいたします。

事務局 それでは、このたび、人事異動等により委員2名の変更がっておりますので、ご紹介させていただきます。お名前を読み上げますので、恐れ入りますが、その場でご起立をお願いします。  
長崎市都市計画部長 林委員でございます。  
なお、もう1名、時津町民生委員児童委員協議会会長の小坂委員につきましては、所用のため、欠席となっております。  
なお、新たな名簿を資料①の9ページに掲載しておりますので、ご確認ください。  
次に協議会の定足数についてご報告いたします。  
本日の協議会については、委員20名のうち、15名が出席されており、長崎地域福祉有償運送運営協議会設置要綱第7条第2項に規定する過半数に達しておりますので、本日の協議会は成立しますことをご報告申し上げます。  
続きまして、会議及び会議録の公開についてですが、この運営協議会は傍聴の申し出があった場合は傍聴を認めております。しかし今回は傍聴の申し出はありませんでした。会議録につきましても、後日ホームページで公開することとなります。  
次に本日の配布資料について確認いたします。  
お手元に4種類の資料を配布いたしております。A4縦で1枚ものの「次第」及び「座席表」。そして、冊子となっております「資料①」及び「資料②」です。お手元にあることをご確認ください。  
なお、資料②については、本協議会終了後に回収することとしておりますので、よろしく願いいたします。  
それでは、議事に移りたいと思います。ここからの進行につきましては、杉山会長をお願いいたします。

会 長 皆様こんにちは。本日は平成22年度第2回目の運営協議会でございます。皆様方お忙しい中、ご参集いただいておりますので、活発なご議論をいただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。まずは、特定非営利活動法人ほほえみながさきさんから協議申請を受けております「旅客から収受する対価の変更について」となります。

事業者の方は申請者席へ移動をお願いいたします。それでは事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料①に基づいて説明を行います。

資料①の1ページをご覧ください。変更後の対価が分かる書類として、ほほえみながさきさんからいただいた資料を添付しております。ここにあるとおり、自宅から目的地までの距離が遠距離である登録者が最近増えていることが今回の対価変更の主な理由となっております。対価の額としましては、これまで「9km以上」が上限であったものを、9km以上の距離に係る部分を細かく分けて、新たな対価の体系を設定しており、1kmごとに70円が加算される体系となっております。なお、上限は50kmとなっております。そして、2ページには他の運送団体の対価も含めた比較表を掲載しております。緑色の部分が今回の変更対価となります。本日は申請者もお見えですので、詳細については、直接聞くことも可能かと思えます。説明は以上です。

会 長 ご質問等はありませんでしょうか。

A委員 タクシー協会のAです。70円の加算の根拠をお聞きしたい。また、資料にあるとおり70円の6割をボランティアに還元するとありますが、6割の根拠についてもお聞きしたい。

申請者 お手元の資料をご覧ください。10km未満の部分までは100円ずつの加算となります。しかし我々は同じ仲間の患者さんの負担を軽減するというで運送を行っております。10km以上の部分にも同じように100円の加算となると、かなりの負担となりますので、70円の加算に抑えております。6割についてはボランティアさんへのガソリン代になります。現在はガソリン代が高騰しており、長距離になればなるほど運送ができないということで、長距離の患者さんを運送してもらえないという問題が発生しております。少しでもボランティアさんへのガソリン代になればということで決めております。よろしいでしょうか。

A委員 ですから、なぜ70円なのか。80円でも90円でも或いは50円でもいいじゃないか  
ということです。積算根拠をお聞きしたい。

申請者 だから、それはボランティアさんへ還元するガソリン代ということです。50円では6  
割の30円しかあげられない。ボランティアさんの自家用車を使っているわけなの  
で、車の消耗、ガソリン代も含めて、できれば1kmごとに42円をあげたいというこ  
とです。それと、どうして70円なのかと申しますと、説明したように、10km未満は100  
円ずつの加算ですが、これをあてはめると利用者さんにとってかなりの負担となりま  
す。私たちは少しでも負担を軽減するために70円ということです。できるだけ利用  
者さんに負担をかけないようにという根拠のもとに行っております。ということは利用  
者さんに負担をかけずに、ボランティアさんにガソリン代や車の償却分を還元できる  
状況であるので、70円となります。よろしいでしょうか。

会 長 他に質問等はありませんか。

B委員 70円というのは分かりました。今のガソリン価格は140円程度だと思うのですが、  
その価格で70円の加算。もしガソリン価格が200円になったらどうなるのか。私はガ  
ソリンの価格との関連を示すべきであると思う。200円になったら、またあげますとい  
った協議になってくると思うが。

会 長 少し理解が違うと思います。ガソリンの価格は1リットルあたりとなりますが、ここで  
協議しているのは1kmあたりの対価となります。いかがでしょう。申請者の方、何か  
コメントはありますか。

申請者 実は対価というものですが、運営協議会は、その時の環境や経済状況を含め、  
その時代のニーズに合った福祉有償運送をいかに有効かつ利用者への利便性  
をもって活用できるかを協議する場です。だから上限や制限を加えるのではなくて、  
その時の経済状況や社会環境、患者さんの状況など総合的な面から、移動が困  
難な方がいかに負担が軽く、有効な移動手段として利用できるかを協議する場と  
して運営協議会が設けられております。よって縛りをいれるとか、底上げをするとかを  
決める場ではないと思っておりますが、いかかでしょうか。

会 長 いかかでしょうか。委員の皆様からもう少しご意見をお伺いしたいと思います。

C委員 ほほえみながさきさんの資料を見る限りでは、対価の変更理由がボランティアの  
負担軽減とか、最近長距離の利用者が増えているとか漠然としたものとなっている

ので、しっかりとした資料を示していただきたい。

事務局 資料②の3ページの中ほどにある番号が30番の方の住所が西海市大瀬戸町となっています。この方が距離にして40km近くの方となります。その他にも、9km以上の方もおりますので、先ほど委員が言われたように遠隔地の方がおられるといった状況にあります。

C委員 分かりました。運送の範囲についてですが、大瀬戸町から長崎市内に運送する場合、発地着地のルールがございしますが、範疇外ということにはならないのか。

副会長 発地又は着地のいずれかが運送の区域内にあればいいので、特に問題はありません。

会 長 他に何かございませんでしょうか。

申請者 では私の方から。西海市の方は遠いので、ボランティアさんもなかなか対応してくれる方がいなくて困っている状況にあります。西海市にも私から「西海市の方で何かできないのか」と再々言うております。私たちもお断りしているのですが、帰りは特にこの方は血圧低下などで、バス停で倒れて救急搬送されることが3、4回ありますので、どうしてもということをお願いがあって行っています。本来であれば、私たちもしたくはない。ボランティアさんにとって負担だからです。片道2時間で往復4時間かかることから、そんな長時間をボランティアさんはなかなかくれません。ボランティアさんには断られ、患者さんではできない。なので、私のほうから無理を言いまして週に1回、ヘルパーさんを病院に派遣し、付き添ってバスで送りますということを事業所の方でやってもらえないかということを相談しているところでもあります。市の障害福祉課や介護保険課、地域包括支援センターにも話をして、私たちではできないので、西海市の方で対応してくれということをお願いをしています。私たちも本意ながらもお断りしている。ボランティアさんも自分の空いた時間を利用して、車を提供してくれていることもあるため、長距離は遠慮されるのです。しかし患者さんを助けないといけない。私はそのために事業を行っています。

会 長 はいありがとうございます。委員の皆様方その他ありませんか。

C委員 現状としまして、ボランティアさんにはどういった方がおられるのでしょうか。

申請者 ボランティアさんは定年退職された方がほとんどです。うちでボランティアされて

いる方は他でも活動されている。だからボランティアさんそのものがなかなか見つからない。数が少ないのです。だから、ボランティアさんの自宅近くの患者さんを運んだり、自宅近くの病院に連れて行ってもらったり、ボランティアさんに負担をかけないようにしています。申し込みをされた患者さん全員に対応できるかという、なかなかできない状況にあります。そういうコーディネート作業をしている方をコーディネーターと呼んでいるのですが、患者さんとボランティアさんのマッチングが病院の距離などを考えますと十分ではない。まだまだボランティア不足です。もしよかったら、タクシーの運転手さんにボランティアさんとして登録していただいとお手伝いいただければと。福岡のラッキータクシーさんは福岡のセンターに運転手の方が登録を行い、実際に活動していただいている。患者さんと親しくなり、「通院以外のときは呼んでください」といった話もしていることを九州の交流会で聞きました。二種を持っている方は講習を受ける必要がないため、ボランティアとして役立っていただいています。

C委員            ボランティアさんはボランティアであり、無報酬というのが原則ですが、こういう形でボランティアさんが少ないからこのように料金を上げていくということで解決するのでしょうか。申請者の言うことはよく分かります。料金を上げることで色々とボランティアさんが助けてくれるということも分かるのですが、ただ、私たちが分からないのが、ボランティアさんが対価の構成において問題となるのかをお聞きしたい。

申請者            それは西海市の方を入れるときに言われました。西海市まで往復するときに「ガソリン代がとてじゃないけど足りません。行けません。」と。対価には自宅から患者さんの家まで行く距離は含まれません。純粹に患者さんの家から病院までの距離です。それ以外の距離については全てボランティアさんの負担です。だから40kmといっても、実際は100km近くかかっているわけです。「いくらボランティアといえどもそこまでは負担できません。」という断りもあります。しかし患者さんからの要望があれば断れない。というのは透析に行けないという状況を考えると、命の危険ということもある。私たちはそのような人たちを何とか救おうということで事業を立ち上げています。しかし長距離になるとボランティアさんの負担もかかるということで、病院や地域の人たちの支援をお願いする方向で折衝しております。

C委員            現在はお一人だけですか。

申請者            そうです。

C委員            これから人数が増えていくという確証があれば、我々もやぶさかではないのです

が、ただこのお一人のために運賃の体系まで代える必要があるのかという疑問はあります。申請者がおっしゃることは理解できます。しかし、今後のニーズに応えるための方策であれば、少し体系を変えていかなければいけないと思いますが、実際はお一人ということですので、そこまで代える必要があったのかという疑問を提示したいと思います。

申請者 委員の言われることも分かるのですが、例え1人であっても違法なことはできません。1,000円以外の金額をもらうことは違法です。そのためにも提案させていただきました。1人、2人という考えではなくて、そういう方々が出てきた場合の時のことを前もって審議しておくことも必要であると思っております。実際、報告書を見ても分かるとおり、私たちのところは介護タクシーを使えない方ばかりです。使うまでの間ということで対応しています。決して儲けるということではない。逆に赤字なのです。利用者さんを減らしているからです。これが0になると私も嬉しい。しかし、これまでの環境や生活状況を考えると、誰かがやらないといけない。ですから介護タクシーが使えるようになれば全て介護タクシーに任せることにしています。そういうことでご理解いただければと思います。

会長 よろしいでしょうか。委員の皆様。  
それでは、合意についての協議を行います。しばらくの間、申請者の方にはご退室をお願いいたします。  
それでは、ほほえみながさきさんから提出いただきました「旅客から収受する対価の変更について」の協議をお願いいたします。何かご意見はありませんか。

A委員 対価について、ほほえみながさきは「5km未満」からとなっています。以降は1kmごとに設定されていますが、他の運送者である浦上の丘さんは「2km未満」からとなっています。何でほほえみながさきさんだけがこういう設定なのか。同じような体系にできないのか。

会長 この部分については従前から変わっていないという理解ですが、事務局からよろしいですか。

B委員 せっかく代えるのだから、おかしいと思われるものは今の段階で代えていいと思いますが。

会長 事務局から何かありますか。

- 事務局 平成19年度の恵仁会さんの申請の際に、「2km以下－300円」で対価を設定されていまして。この時に議論となったのが、当時の初乗りが500円だったかと思いますが、2分の1を超えているのではないかというご指摘がありました。その時は「2分の1」とは上限を表すものではなく、概ね2分の1ということで落ち着いたことを記憶しております。
- D委員 申請がされた対価の部分ですが、あまりにも非営利ということの名目にした運賃であり、浦上の丘さんや恵仁会さんと比べると、50kmのところでは倍以上になっています。また、1kmごとに70円の加算であり、その6割となると42円になります。3kmほど走ると、1リッターあたりのガソリン単価と同じくらいの金額になります。今どきリッター3kmの車は見かけません。よほどの外車かスポーツカーくらいだと思います。これほどの対価にしないとボランティアという名の活動ができないのか。そこまでの対価を求めないといけないのかということです。いくら仕事の合間にするといっても、結局のところは燃料費をとってやっているというような、その他に付加的なものが付けば別であるが、燃料費の対価だけを見るとそのように見受けられます。実際、浦上の丘さんも恵仁会さんも上限を決めてやっているわけですから、その点が気になります。
- B委員 この料金改定ですが、タクシー料金に追随している感じがする。ここまで刻まないといけないのか。ボランティアでやるのだから、もう少し大雑把に、5km単位で設定するとか、そういった範疇の中で改定してもらわないと、何かタクシー運賃に追随した改定という印象がある。それとあまりにも刻みすぎている。もう少し枠を広げて、やっていただけないかと思う。
- 副会長 設定の分野で申し上げますと、基本的にタクシーの運賃の2分の1ということなので、50kmのところと比較すると、タクシー運賃は13,200円ということで、変更後の対価が3,800円は2分の1の範囲内に収まっているということになります。あと、制度的な問題としましては、福祉有償運送は地域で同じ単価を設定しなさいということまででは求めていませんので、それぞれの団体の成り立ち等いろいろありますので、例えば介護サービスを行っているとか、社会福祉法人として付加的に運ぶ団体もあるでしょうし、運送に係るものしかボランティアでやっていないとか。なかなか一律にどの単価がいいということは決められないのではないかと思います。
- 会長 ありがとうございます。他に何かありませんでしょうか。  
ほほえみながさきさんの場合はこの事業だけをされているということで、運送している3者にはそれぞれの事情があるのは確かであるかもしれません。



- E委員 彼の団体は上制限を採っているということなので、ほほえみさんのように遠距離の方が想定されていない。そういう活動の実態があるのでしょうか。
- 事務局 運送の区域ですが、ほほえみながさきさんが長崎市、時津町、長与町と3区域。他の団体は長崎市となっています。長崎市内でも、琴海町の遠い所、野母崎の樺島という所に会員がいた場合、琴海町であれば市内中心部まで約45km。野母崎樺島までは約38kmということで、ほほえみながさきさんの範囲の中では遠距離の部分も出てくる可能性があると言えると思います。
- 会 長 もう少しご意見をいただければと思いますが。  
先ほど対価の話しをしたときに、50kmのときのタクシー料金である13,200円と比較すると、2分の1という基準を十分クリアしていることになります。制度上は問題ないと考えられます。
- F委員 話を元に戻しますが、結局、西海市の方はどうなるのか。
- 事務局 運送の区域においては、読み上げますが、「運営協議会の協議が調った市町村を単位とするものとし、旅客の着地又は発地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとする」ということで、西海市に居住されている方を長崎市内の病院に運送するということですので、適合していると考えております。
- 会 長 ですから、この場合は着地が長崎市ということなので、問題ないという判断であります。
- 会 長 それでは、意見も出尽くしたようですので、皆様方にお諮りしたいのですが。
- G委員 ここまで刻んでしまうと、運転手の走り方や道順によっては「この前は〇〇〇円だったけど、今回は●●●円だ」ということにはならないのか。相対的にいいとは思いますが、あまりにも刻みすぎるとですね。
- C委員 実際に料金の取り方として、距離はどのようにして計っているのですか。
- G委員 車両にある走行距離を測るものを使っています。メーターは付いていません。
- 会 長 いかがでしょうか。

D委員 6割を燃料費として還元するとあります。残りの4割はどうなるのか。

会 長 事務局は何か聞かれていますか。

A委員 運営費であれば、年会費とか月会費とかを取るわけでしょう。それならば、そちらの方が運営費なわけであって、料金に加算するのはおかしい。

会 長 本来であれば、申請者がいるときに聞いていただきたい。刻みすぎではないかということも申請者がいるときに意見してほしい。

事務局 先ほど質問のあった距離のことですが、ほほえみながさきさんは車で自宅まで行って測っているとのこと。その上で患者さんとの協議の上で対応していくという取扱いだと思います。

C委員 実際のところ、契約のようなものです。であれば、「あなたの家は10km以下です」というように、5km刻みにした方がいいのでは。

会 長 このような意見を付して合意できますというやり方もあると思うのですが。

C委員 例えば5km刻みとか10km刻みとかになると変更となるわけですか。すぐに結論が出るでしょうか。もう1度出してもらい、事後で会長に一任するという方法もあると思いますし、そのあたりの運営方法がよく分からないのですが。

事務局 既に西海市の方は会員となっております。実際、運送するのにガソリンが現状では不十分であるということもありますので、早急な結論をいただきたいというのがほほえみながさきさんの状況です。また別の利用者についてもそういう話があっておりますので、急がれているのは事実です。

会 長 いかがでしょうか。申請者が言われることもよく分かります。今のところ1人だけでも、透析には行かないといけないという状況で、何とか対応したいという気持ちも分かります。現状の対価も5km以降は1km刻みであります。そういう感覚で50kmまで設定しているものと思います。繰り返しになりますが、制度的には問題ありません。一方、5km刻みにすれば運営しやすいのではないかという意見も分かりますが、運送者の方にはそれぞれの事情があります。そういう点も踏まえまして、委員の皆様いかがでしょうか。

(委員が副会長に制度上問題ないことを再度確認)

会 長       それではよろしいでしょうか。今回の申請に関しまして、合意しますということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長       申請者の方は入室ください。  
協議を行った結果、合意しますということで決定しました。この議題は終了しましたので、委員席へお戻りください。

続きまして、議題②「長崎地域福祉有償運送運営協議会運営指針の変更について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局       同じく資料①に基づいて説明を行います。

資料①の4ページをご覧ください。平成21年5月21日に出されました「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」の通知となります。この通知の「2. 運送しようとする旅客の範囲について」の「(1)申請日において該当する者がいない区分」のところですが、登録を済ませている運送者が区分を追加するときの取扱いについて整理がなされております。ここで整理されている点は2つ。1つは区分を追加する場合は、変更のあった日から30日以内の「軽微な事項の変更の届出」で足りるということ。もう1つは追加された区分に係る旅客の運送の妥当性は更新登録等の際に確認するということです。

この運営協議会では、運送者が区分を追加する場合の取扱いは、新規登録や更新登録と同じように事前に運営協議会で協議をするものとなっております。

通知で整理されている取扱いと運営協議会における取扱いとの間に差が生じている状況でありますので、5ページ以降に運営指針の変更(案)を作成いたしました。

内容的には通知の整理に沿ったものに変更しております。事前の協議が必要であったものを、変更届出を提出した後の最初の運営協議会で協議を行うというように事後協議に変更しております。それに伴い、「協議・報告事項一覧」及び「提出書類一覧」にも変更を加えております。

しかしながら、協議は事後でも構わないとなりましたが、旅客が運送の対象であるかどうかの妥当性の確認については運営協議会の中で行う必要があります。この部分については新規登録や更新登録と同じように、運営協議会で定めた「身体等状況票」を用いて確認することとなります。

説明は以上です。事務局で作成した変更(案)についての協議をお願いいたします。

会 長            ただいまの事務局からの説明につきまして、何か質問はありませんか。

A委員            この通知は平成21年5月のものとなっており、1年半以上経っております。なぜ今の時期なのかということと、この通知が出されて以降に申請があっているのかどうかを教えてください。

事務局            誠に申し訳ありませんでした。平成21年5月の通知文につきましては、以前の協議会資料にも使わせていただいたという経緯がありながら、事務局の方で把握できていませんでした。この運営協議会の運営指針について協議をしましたのが平成20年12月18日であり、平成20年度の第2回の運営協議会で行いました。その後平成21年2月24日に会長決裁をいただき、翌日に委員の皆様へ配布した経緯があります。その後、5月に通知が発出されました。

A委員            特にこの間、申請はなかったとのことですね。

事務局            そのとおりです。

C委員            旅客の範囲については、身体障害者、要介護者、要支援者、その他の障害者とあります。登録時にいなかった者に関してや登録の区分を追加するための変更となりますと、制限が解かれたという印象を受けるのですが、これはどういうことなのでしょう。説明をお願いしたい。

副会長            制限が解かれるというより、色々な地域の協議会がありまして、協議会によっては一定の範囲内の者については事務局協議をして認められるような協議会もありますし、長崎のように1人1人について協議をして認めていくという色々な協議会があって、どちらかというと、最初申し上げたとおり、事務局との協議により認めていくような協議会が全国的に多いと思いますけれども、そういった場合、旅客の区分を持たない人を追加する場合はどうすればいいのかという問題になりまして、先に届出を行い、その後に協議会で確認をすればいいというように手続きが明確化されました。今までの長崎市の協議会のやり方とは違うのですが、直近の協議会で従来どおり確認をされるので、全体的には今までの仕組みと大きい違いはないのかなと思います。

C委員	我々、事業者としまして、「どういう人を運ぶのか」「どういう車で運ぶのか」ということを知りたい。協議会の場でそういうことが分かるのであれば、特に問題はない。手続きの簡素化ということも分かりますが、我々を素通りするようなことがあっては困るかなと思ひ、そのあたりが心配で聞いてみたところである。
会 長	これは通知でありますので、これ自体を変えることはできません。5ページ以降の資料の色が変わっている部分に変更箇所になります。先ほど事務局の方から説明がありましたが、そういうことでよろしいでしょうか。
	(特に異議はなし)
H委員	私は事務局の提案どおりでいいと思います。私のところは障害者のみを対象としていますが、障害者手帳を持っていない方や要介護者、要支援者をするときは、今いったとおり運輸局へ30日以内に届出を行い、尚且つ、協議会にも報告を行うこととなります。
会 長	それでは、協議の結果、運営指針の変更について承認いたします。変更後の運営指針については、後日委員の皆様にも事務局の方からお送りいたしますので、よろしくお願ひいたします。
	続きまして、報告事項であります「平成22年度上半期における福祉有償運送実績報告について」となります。事務局から説明をお願ひいたします。
事務局	資料①及び②に基づいて説明を行います。
	資料①の8ページをご覧ください。運送者の「会員数の推移及び輸送実績の一覧」となります。ほほえみながさきさんの会員数については、今回、死亡された方や介護タクシーを利用するようになった方といった登録抹消者を除いた会員数を実績報告書に記載いただいておりますので、表の中には全体の会員数と登録抹消者数を除いた会員数を併記しております。
	次に資料②をご覧ください。運送者ごとに提出いただいた書類を添付しております。まず、ほほえみながさきさんについてですが、2ページと3ページの旅客の名簿からも分かるとおり、今年度の上半期に新たに8名の方が登録されております。4ページからはその8名の方々の身体等状況票です。利用目的は全てが通院となっております。
	続きまして、浦上の丘さんですが、10ページから12ページの旅客の名簿からも分かるとおり、今年度の上半期に新たに8名の方が登録されております。13ページからはその8名の方の身体等状況票です。利用目的は全てが通院となっております。

す。

なお、浦上の丘さんについては、現在、運送しようとする旅客の範囲において、全ての区分の利用者を運送することができるものとなっております。しかし、10ページから12ページの旅客の名簿からも分かる通り、「(二)その他の障害者」であることを理由に運送している利用者がいません。書類上は「(二)その他の障害者」の区分のところに記載がありますが、(二)に記載のある利用者は全て、他の区分である「身体障害者、要介護者、要支援者」のいずれかに該当しており、他の区分に該当する利用者の状態を補足説明する意味合いで記載をいただいている状態です。ここでもう1度、議題②で示しました通知をご覧ください。資料①の4ページになります。通知では、「登録の申請日において、該当する者がいない区分は申請できない」となっています。浦上の丘さんには登録時から「(二)その他の障害者」であることを理由に運送している利用者がいませんので、本来であれば、申請できない区分となります。よって、浦上の丘さんは「(二)その他の障害者」を旅客の範囲から除くとして、運輸支局へ「軽微な事項の変更届出」を提出する必要があります。この件については、理事長の岩永様に事前に話しを行っており、近く届出が行われる予定でありますこととお知らせいたします。

次に恵仁会さんですが、19ページから20ページの旅客の名簿からも分かる通り、今年度の上半期において新たに2名の方が登録されております。21ページからはその2名の方の身体等状況票です。利用目的は全てが通院となっております。

なお、運転者の資格及び旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害賠償については、運送者から提出された運転者台帳や保険証券等により既に事務局で確認を行っておりますので、書類の添付は省略しております。説明は以上です。

会 長                    ただいまの説明について、質問や意見等はありませんでしょうか。

副会長                    先ほど、浦上の丘さんの(二)に該当がないということで、その分を軽微な変更で届出を行うということだったのですが、手元の資料には(イ)(ロ)(ハ)となっており、(二)はそもそも含まれていないようですが。

(事務局から副会長に浦上の丘の申請書の写しを見せる。申請書にはイ・ロ・ハ・ニの全ての項目に○が付いている。)

会 長                    そのあたりはご確認をお願いいたします。他に何かありませんでしょうか。報告事項なので、協議を要するものではありません。

(なし)

会 長        それでは、本日の協議についてはこれで終了となります。事務局から何かありませんでしょうか。

事務局        長時間のご協議、どうもご苦勞様でした。次回の日程については、今年の7月頃に半年に1度の定期報告を予定しております。7月の日程については会長と協議の上で決めさせていただきたいと思います。

会 長        事務局から次回の日程等について、説明がありましたが、何か質問はありませんでしょうか。

(なし)

会 長        本日の協議会は全て終了いたしました。  
委員の皆様、お疲れ様でした。